

# 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表について

## 1 公表の趣旨

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率」並びに公営企業に係る「資金不足比率」の5つの財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに一般に公表することが義務付けられています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

## 2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標を言います。

①	実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---	--------	---	---

注：一般会計の実質赤字が標準的な収入額に占める割合を示します。

②	連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---	----------	---	--

注：全会計の実質赤字が標準的な収入額に占める割合を示します。

連結実質赤字額＝全会計の赤字額(資金不足額)－全会計の黒字額(資金剰余額)

③	実質公債費比率 (3カ年平均)	=	$\frac{\text{(地方債元利償還金等)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額)}}$
---	--------------------	---	--

注：一般会計の実質的な借入金の返済額が標準的な収入額(特定財源＋元利償還金等に係る

基準財政需要額を控除)に占める割合を示します。

「地方債元利償還金等」は一般会計の地方債償還費に、公営企業や一部事務組合の地方債償還のために支払った金額を加算したものです。

「特定財源」は借入金償還に充当できる町営住宅使用料です。

④	将来負担比率	=	将来負担額－(充当可能基金額＋
			特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額)
			標準財政規模－(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

注：一般会計の実質的な負債の残高が標準的な収入額(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)に占める割合を示します。

「将来負担額」は一般会計の地方債現在高、公営企業や一部事務組合の地方債償還に対する一般会計の負担見込額、職員退職手当支給見込額の合計です。

### 3 健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	—	—	9.7	15.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

注：「—」は赤字が生じていないため当該指標については該当なしを示します。

### 4 資金不足比率

資金不足比率	=	資金の不足額
		事業の規模

注：公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を示します。

「資金の不足額」とは一般会計の実質赤字額に相当するものです。

(単位：%)

	水道事業会計
平成24年度	—
経営健全化基準	20.0

注：「—」は資金の不足が生じていないため当該指標については該当なしを示します。

## 5 健全化判断比率の推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	—	—	9.7	15.0
平成23年度	—	—	10.5	26.2
平成22年度	—	—	11.6	38.4
平成21年度	—	—	12.9	72.6
平成20年度	—	—	14.5	98.1
平成19年度	—	—	15.2	109.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

注：「—」は赤字が生じていないため当該指標については該当なしを示します。

## 6 資金不足比率の推移

	水道事業会計
平成24年度	—
平成23年度	—
平成22年度	—
平成21年度	—
平成20年度	—
平成19年度	—
経営健全化基準	20.0

注：「—」は資金の不足が生じていないため当該指標については該当なしを示します。